

岡山県内外の情報インフラ整備状況

中国地方における高速通信網の中心、岡山

ギガビットネットワークは、全国を結ぶ超高速（最大20Gbps（10Gbps×2））の光ファイバー網です。産・学・官・地域などが連携し、基礎的・基盤的な研究開発から実証実験まで推進しようとするもので、独立行政法人情報通信機構が2004年4月から運用を開始しています。

ギガビットネットワーク回線は札幌から東京、大阪を経由して福岡まで日本列島を縦断する形で設置されています。これに関連する研究施設として宮城・茨城・東京・大阪・岡山・高知・福岡の7箇所にリサーチセンターが設置されています。また、中国地方のコアネットワーク拠点は岡山県に設置されており、そこから中国地方の大学・研究機関にも接続されています。

このように岡山県は中国地域における高速通信の拠点であり、県民の皆さまも企業も、そのメリットをもっと受けやすい位置にいるのです。

岡山情報ハイウェイの整備状況

岡山情報ハイウェイは、「低料金・高速で24時間いつでも使えるインターネットの利用環境」を広く県民の皆様に提供するために、県が主体となって整備している「情報の高速道路」です。

2004年3月には、県内全市町村をすべて光ファイバーで結んだギガビットネットワークが整備され、現在では2000を超える公共施設が繋がる全国的にも例を見ない高速・強固な公共ネットワークが構築されています。



岡山情報ハイウェイ利用にあたって

1.情報ハイウェイへの接続方法

- (1)利用者（県民）は、原則としてインターネット接続サービスを行うプロバイダ又はケーブルテレビ事業者を経由して接続するものとする。
- (2)(1)にかかわらず、各種の団体等が県内に存在する事務所を結ぶ情報システムを構築する場合などで、県民サービスの向上や地域の活性化が期待されると認められるときは、当該団体等がプロバイダ等を経由せず、直接情報ハイウェイに接続することを認める。

2.情報ハイウェイへの接続手続

- (1)岡山情報ハイウェイに接続するため、県のネットワーク管理センター等に情報通信機器を設置する場合には、行政財産の使用許可を受けなければならない。
- (2)(1)の許可を受けた者は、機器設置にかかる建物使用料及び電気代（実費）を負担する（情報ハイウェイの基幹回線については無償）。
- (3)県は、(1)の許可に際し、岡山県高度情報化推進委員会内に設置する情報ハ

イウェイ接続審査部会から意見を聴取するものとする。

3.情報ハイウェイ利用にあたっての条件

- (1)用途制限は原則として設けない。ただし、法令に抵触する使用、公序良俗に反する使用、情報ハイウェイの適正な運用を阻害するような使用は禁止する。
- (2)回線障害等の発生により情報ハイウェイの利用ができない場合にも、県はその責めを負わない。

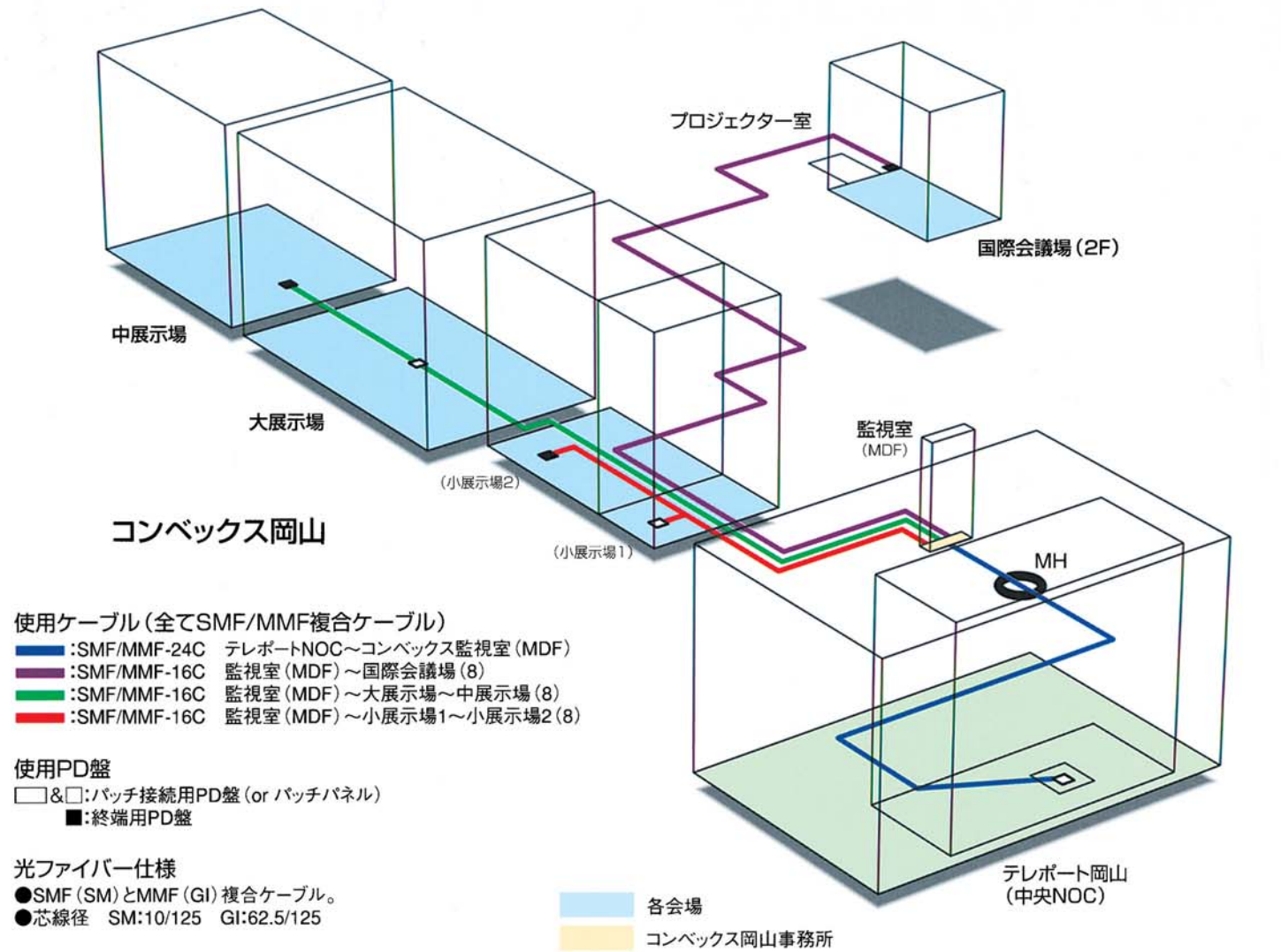
4.その他

この運用方針は、平成16年4月1日から適用されています。

岡山情報ハイウェイについて詳しくは、岡山県情報政策課へ。
<http://www.pref.okayama.jp/kikaku/joho/joho.htm>

コンベックス岡山内の光ケーブル配線図

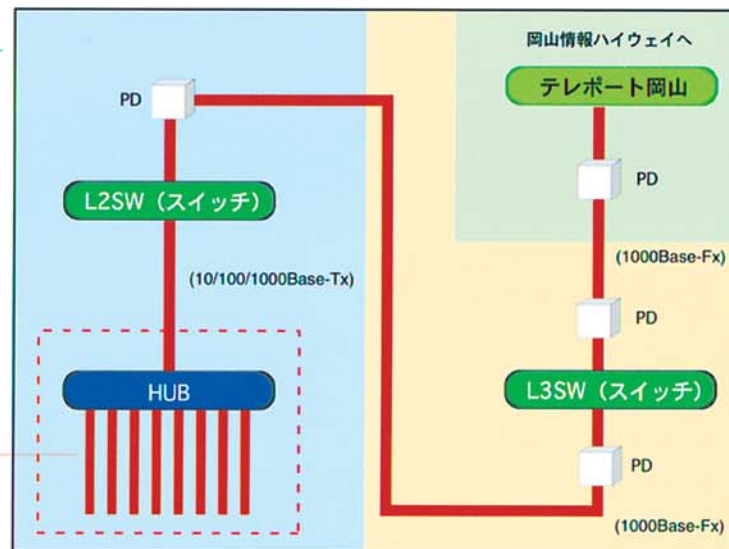
充実した施設の情報ネットワーク



機器構成図

コンベックス岡山施設内に敷設しているギガビット対応の光ファイバーはシングルモード・マルチモードの複合ケーブルとなっており、大規模な基幹ネットワークの構築やテレビ会議の同時中継からインターネットの閲覧までご利用者の必要に応じて使い分けことが可能です。端末にはギガビット対応の接続機器を設置しており、大容量の情報通信が可能です。さらに岡山情報ハイウェイにギガビットの接続が完了しており、快適な環境下で様々な用途に応じた情報コンテンツのデモンストレーションにご利用いただくことができます。

ご利用者準備



情報インフラの活用例

学術会議



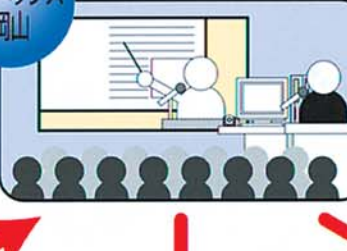
大型スクリーンを利用した講演の風景。

学校



提言された内容を、各会場にむけて解説

行政



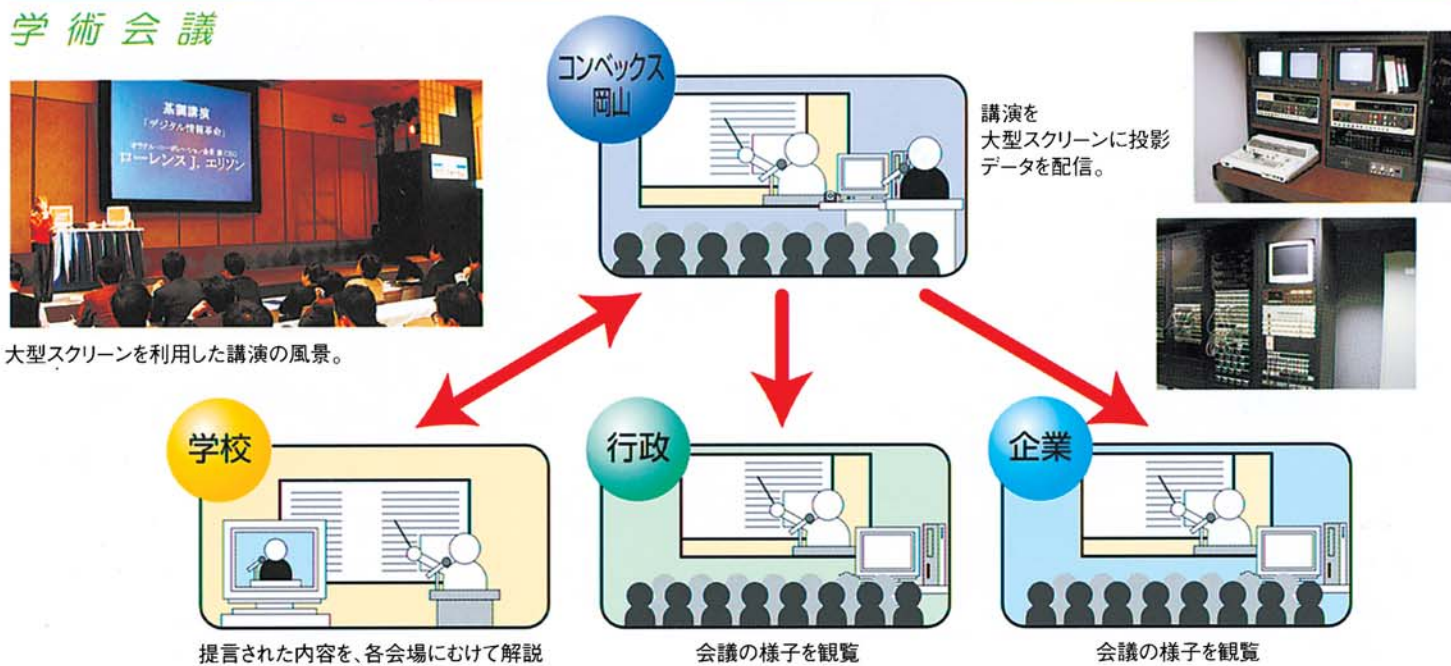
会議の様子を観覧

企業



会議の様子を観覧

高速通信網を利用したテレビ会議

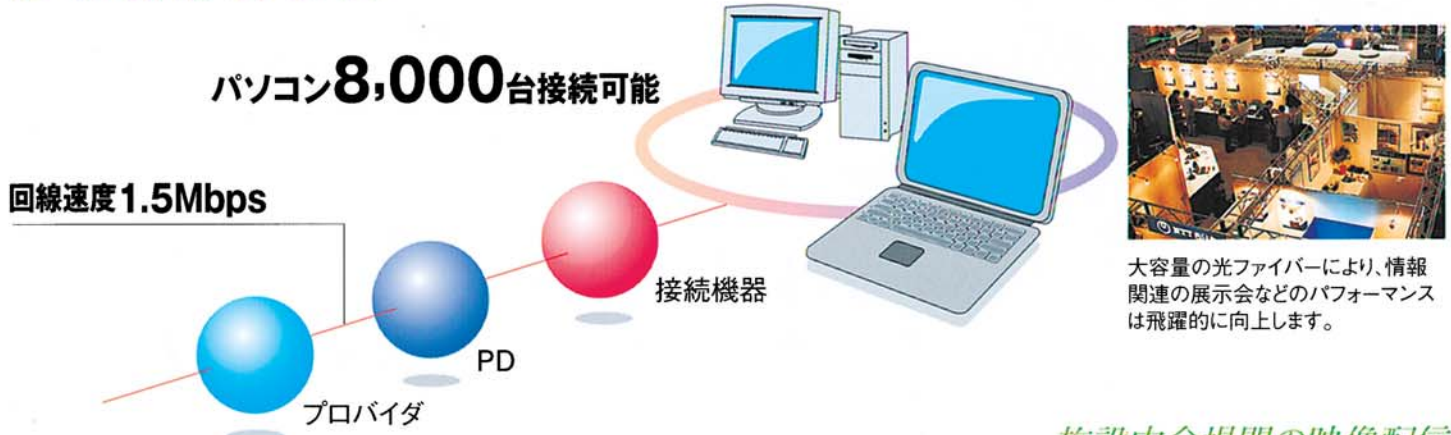


大容量の光ファイバーLANとインターネット利用

情報関連展示会

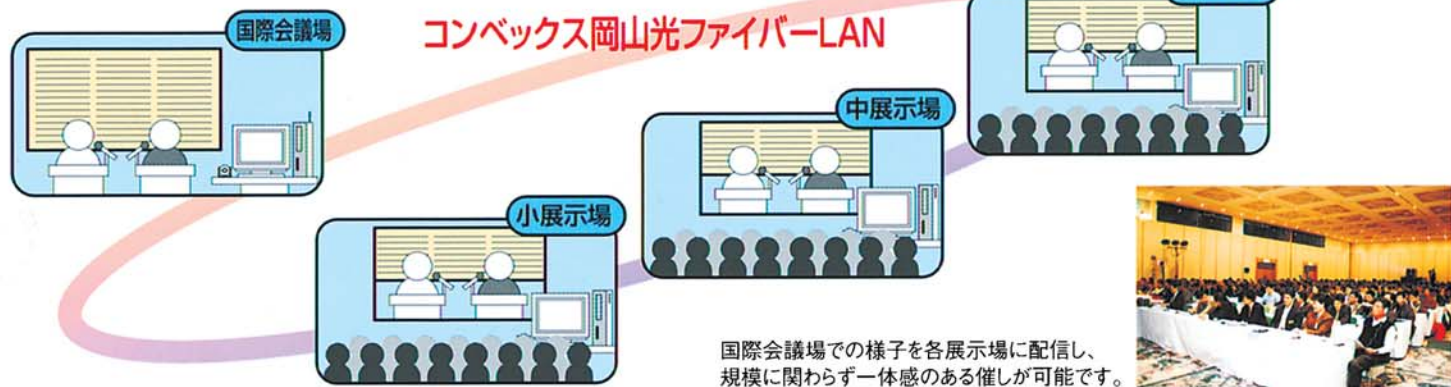
パソコン8,000台接続可能

回線速度1.5Mbps



施設内会場間の映像配信

大規模な大会



※接続機器など関連機材等のご利用者の準備になります。詳しくはお問い合わせください。

ご利用にあたって

手続き・申込み・利用方法

- 1.利用をご希望の方は利用申込書に必要事項をご記入のうえ当財団に提出してください。
○利用内容 ○接続工事業者 ○配線図 ○機器構成 ○その他
- 2.高速インターネット接続が1日わずか5,250円（工事代別）でご利用いただけます。
（回線速度1.5Mbps。変更の可能性が有りますのでご利用時にご確認ください。）
☆PCの設定
（例）Windowsの場合
ネットワーク TCP/IPのプロパティ
●IPアドレス 自動取得にチェック
●DNS 使わない
●ゲートウェイ なし
- 3.回線速度1.5Mbps以上でご利用の場合はプロバイダへの短期契約が必要となりますのでご相談ください。情報ハイウェイに直接接続しているため安価でご利用いただけます。なお、契約はご利用者の方でお願いします。（費用実費）
- 4.施設内各会場を結ぶ光ファイバーLANは無料でご利用いただけます。
- 5.PD盤からの工事、機器の設置、調整、オペレーション、関連機材等のご利用者の方で準備してください。

コンベックス岡山光ファイバー及びインターネット利用規程

1.目的

この規程はコンベックス岡山における施設内光ファイバー及びインターネットの利用に関する手続きを明らかにすることを目的とします。

2.利用申込等

利用希望者は当財団が別に定める利用申込書を提出してください。

3.利用の許可

- (1)利用は当財団が利用申込みを承諾したときに利用できます。
- (2)当財団は、利用申込みを承諾したときは、申込者に通知します。
- (3)利用者が次のいずれかに該当する場合は申込みを承諾しないことがあります。
 - 1 利用申込み内容が設備能力を超えるとき。
 - 2 利用者が利用規程を遵守しないおそれがあるとき。

4.利用者の義務

- (1)利用者は利用にあたり次の行為を行ってはなりません。
 - 1 公序良俗に反する行為
 - 2 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
 - 3 他人の著作権を侵害する行為
 - 4 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - 5 他人の名譽を著しあるいはひぼう中傷する行為
 - 6 その他、法令等に違反する行為
 - 7 当財団の信用等を著しく損する行為

- (2)利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経路するすべてのネットワークの規則に従ってください。

5.利用者の設備等

- (1)利用するために必要な機器は、利用者が自己の費用と責任において準備してください。

- (2)当財団は、利用者が準備した機器、ソフトウェア、インターネット接続サービス又は利用者が行った作業等が原因で生じた障害については、一切責任を負いません。
- (3)上記(2)が原因となって当財団又は第三者に発生した損害については、利用者に賠償の責任を負っていただきます。

6.利用の停止

- (1)当財団は、次のいずれかに該当する場合、利用の停止をすることがあります。
 - 1 当財団の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
 - 2 当財団の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
 - 3 第1種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより利用が困難になったとき。
- (2)当財団は利用を停止するときは、その理由及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (3)当財団は、利用者が次のいずれかに該当する場合は利用を停止させていただきます。
 - 1 申込み、利用に係る手続きに虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - 2 4.に規定する利用者の義務に違反したとき。
 - 3 当財団の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

7.職員の立入り

管理上必要のあるときは、利用を許可した施設に職員が立ち入り、利用内容を実地調査をすることがあります。その場合は職員の指示に従ってください。

8.免責

当財団は、利用者が利用に関して被った損害について、理由のいかんを問わず賠償の責任を負いません。